□不利益処分の処分基準

部	課章	室 等	名	経済部 にぎわい交流課
不利益処分名				阿波おどり会館の退場命令
根	拠	法	令	阿波おどり会館条例
根	拠	条	項	第14条
連	ń	絡 先		阿波おどり会館・眉山ロープウェイ運営共同事業体 (電話 088-611-1611)
		_	事 <u> </u>	指定管理者は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 阿波おどり会館の施設及び付属設備並びに展示資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 阿波おどり会館を開発の事業に支障があると認められるとき。 ① 阿波おどりの生命を開発のでは、保管及び展示すること。 ② 阿波おどりの生命を構成し、後継者を育成すること。 ④ 阿波おどりの伝統を継承し、後継者を育成すること。 ④ 阿波おどりの伝統を継承し、後継者を育成すること。 ⑤ その他阿波おどり会館条例第1条に規定されている設置目的を達成するために必要な事業。 (4) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。 (5) 偽りその他不正の手段により利用の承諾を受けた事実が明らかになったとき。 (6) 阿波おどり会館条例若しくは同条例に基づく規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。 (7) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。